

第3回 世田谷区本庁舎等設計者審査委員会
会議録

世田谷区

第3回 世田谷区本庁舎等設計者審査委員会 会議録

■開催日時：平成29年3月29日（水）9時30分～12時20分

■開催場所：世田谷区役所第一庁舎5階庁議室

■出席委員：6名（50音順（正副委員長除く））

深尾精一委員長、岩村和夫委員、勝又英明委員、出口敦委員、
蓑茂壽太郎委員、目黒公郎委員

■欠席委員：1名

青山侑副委員長

■事務局他

板垣副区長、岡田総務部長、松村施設営繕担当部長、秋山庁舎計画担当課長、
窪松公共施設マネジメント推進課長、青木施設営繕第二課長、他9名

■公開・非公開の別：非公開

■議事次第

1. 開会

2. 議事

(1) 参加資格について

(2) 一次審査について

(3) 二次審査について

(4) プロポーザル公告資料について

3. 閉会

発言者	発言内容
委員長	<p>朝早くからお集まりいただきありがとうございます。第3回本庁舎等設計者審査委員会を開会いたします。今日もよろしくお願いたします。今日中に決めなくてはいけないことがたくさんあります。一方で12時までということで、その後のご都合のある方もいらっしゃいますから、途中で多少議論を早めるというようなことをさせていただくかもしれませんが、よろしくご協力お願いたします。それから今日は青山副委員長はご欠席と伺っております。</p> <p>それでは事務局から配布資料のご説明をお願いたします。</p>
事務局	<p>本日の配布資料についてですが、次第の下に、資料一覧表をお付けしておりますので、こちらでご確認をお願いたします。本日は参加資格から一次審査、二次審査まで方針についてご議論いただきます。その資料は、【資料1-1】から【資料1-3】でございます。また、4月17日(月)プロポーザルの公告の資料といたしまして4点、【資料1-4】の説明書、【資料1-5】の様式、【資料1-6】の作成要領、【資料1-7】の評価要領、さらにこれらの議論を深めるための参考資料として4点付けています。なお、前回公開することといたしました第2回審査委員会の資料と議事の要旨につきましては、2月27日(月)より区ホームページで公開させていただいています。配布資料の確認につきましては以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。それでは最初に区と審査委員会に対して要望書が提出されたとのことですので、事務局より説明をお願いたします。</p>
事務局	<p>「世田谷区本庁舎等整備問題を考える区民有志の会」及び「記憶をつなぎ人をつなぐ世田谷区庁舎をのぞむ会」より、世田谷区本庁舎等設計者審査委員各位あてに平成29年3月23日(木)に「世田谷区本庁舎等整備にあたり、敷地を分断する区道を廃止することの要望」という要望書が届きましたのでご報告させていただきます。内容は、本庁舎整備のための敷地中央に区道があり、敷地を有効に使うための妨げになっているために当該道路の廃止を要望するという内容が1点、それから裏面でございます、一次提案応募者全員の応募者名、実績、資格、技術提案書等、一次審査前に広く公開することを要望すると、この2点でございます。以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。こういう要望書が出されたということで、審査委員各位という宛名にあるものを受理していることから、委員の方にも説明ということでお配りさせていただきました。後ほどお読みいただければと思います。それでは、議事に入る前に、【資料1-1】の設計者選定スケジュール(案)、【資料1-2】の設計者選定プロセス詳細について、事務局から説明をお願いたします。</p>
事務局	<p>それではまず、【資料1-1】の設計者選定スケジュール(案)についてご説明させていただきます。前回までの議論を踏まえましたスケジュール案となっております。変更点といたしましては、9月の下の部分でございますが、一つ箱をつけさせていただいています。二次審査提案の公開展示及び区民意見聴取の期間8月21日(月)から9月1日(金)を追加しています。それとともに第4回、第5回それぞれ6月21日(水)、9月18日(月)に開催いたしますので、日程の再確認をお願したいと思います。続きまして【資料1-2】設計者選定プロセスの詳細案でございます。第2回審査委員会におきまして一次審査後の公表についてご議論をいただきました。応募者の案を公表した場合、公表された案を参考にし、自</p>

	<p>者の案に取り込む可能性があり、審査の公平性を阻害する恐れがあるとのことから、提案書の公表はせずに、通過者の会社名のみを公表するという結論に至ったと考えております。そこで以前第2回の審議ではございました、一次審査技術提案書の公表・展示を削除しまして、一次審査通過書の決定通知の後に二次応募に関する質疑書の受領ということにしています。変更点はこのみとなります。以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいまのご説明に関してご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。前回の細かい部分の訂正のご報告をいただきました。それでは、次第に従いまして、議事の(1)「参加資格について」ですが、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは参加資格につきまして、【資料2】及び【資料3】の2点につきご説明させていただきます。まず【資料2】参加資格審査に関する検討でございます。前回の委員会である程度の判断基準を作り、それによって事務局が確認をすべきだというご意見、それから対話式による柔軟な対応へのご意見、また委員会との関わりの部分についてのご指摘をいただいております。そこでこれらの部分について協力事務所やJV構成員の状況に関しまして資料を作成しています。まず禁止要件といたしましては、前回いただいたご議論を踏まえまして1ページの下にございます図の同一禁止の矢印の×点がしてあるものがそれにあたります。次に禁止要件に抵触した場合の救済措置の方も検討いたしまして、参加表明締切日5月9日(火)の段階で禁止要件に抵触していることが分かった場合には、一次応募資料締切日までに事務局より是正を促すことといたしました。しかしながら一次応募資料締切時(6月6日)は、この時点での応募者の検証や優先順位などを考慮した場合、説明責任を果たせる公正な判断基準の作成は難しいと考えたことから、その禁止要件に抵触した場合は、該当するすべての応募者を失格とすることが望ましいと考えます。</p> <p>また、参加資格の充足に関しては、「公正性・透明性への明確な説明責任」が非常に重要と考えており、この観点から、協力事務所やJV構成員の重複における禁止要件に関しましては、明確にプロポーザル説明書(資料14の6ページから7ページ)に記載するとともに、提出書類作成要領(資料16、5ページ)に図表等を用いてわかり易く明記いたします。協力事務所につきましては、一次審査提出時まで事務局は重複等の確認ができないため、最下段に示しておりますように、再委託の依頼先が不明確であったことにより、不要な重複での失格が発生することを避けるため、提出様式(資料15、様式6、様式9)において、代表者、JV構成員だけでなく協力事務所にも代表者の押印を求めることにしております。</p> <p>これら参加資格の確認は事務局が行い、委員長へ確認することを原則とします。その後、有効な各応募者案を委員のみなさまへお送りいたします。</p> <p>2ページ目をご覧ください。4の支店別での応募に関してです。支店別に一級建築士事務所登録があった場合でも、事業法人が同一の場合、重複参加は不可とすることが望ましいと考えております。後ほどご議論をお願いいたします。5では、最優秀者に選ばれなかった応募者が、最優秀者の決定後、設計契約において協力事務所として加わることは妨げないものとしています。こちらも後ほどご議論をお願いいたします。3ページでは、これまでの説明をフローにしておりますので、ご確認ください。</p>

	次に、【資料3】参加資格に関する検討についてです。第2回審査委員会で概ねご承認を得た内容にそって、表の右側にあります資格要件をよりわかり易い表現で記載しました。内容に変更はございません。プロポーザル説明書（資料14の7ページから9ページ）に文章で記載するとともに、これと同主旨の表（9ページ）を記載しております。一点、2）No. 6 ホール、音響の配置技術者の実績において、第2回では「500席以上の舞台・ホール」としていましたが、「500席以上のホール」に表現を統一しました。この表現でよろしいか、ご意見をいただければと思います。説明は以上でございます。
委員長	ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見お願ひしたいと思います。構成員ではなくて協力事務所であれば重複していても構わないということですが、協力事務所が別の構成員になっているのは重複禁止ということになっています。
委員	【資料2】ですが、是正をするというのは、ミスがあった場合、見落としがあった場合はどうするのでしょうか。最終的には自己責任だということがどこかで読めるようにしておかないとまずいのではないのでしょうか。事務局からそういう指摘はなかったと、そういう危険性はないですか。是正勧告をするということは非常に大事だと思うのですが、うちはなかった、と後で他から指摘されて言われることがあり得るのではないかと。最終的にはすべて自己責任だということをごどこかで読めるようにしておくのがいいのではないかと思います。
委員長	ありがとうございます。そうすると、注意喚起の文章として付加し、通知します、というところを、通知することがあります、としておいてはどうでしょう。確かに救済された人と救済されない人で不公平がでますけれども、そこで完璧を求めることはできそうにないので、今のような形でいかがでしょうか。
事務局	ただ、今回応募がされた方には、5月の段階で確認が取れなかったとしても、こちらの方としてはこういう禁止事項がありますよ、改めてお気をつけください、という文章はお送りしたいと思っております。ですので、今の委員のご指摘も含めて文章として考えていきたいと思っております。
委員長	他にいかがでしょうか。前回ご議論いただいたことが反映されているかと思いませんけれども、一点、客席500人以上のホールを有する集会施設という表現でいかがでしょうか、委員いかがでしょうか。
委員	その前に設計者に求める資質というところで多目的ホールの設計能力ということを知っていますので、特に問題ないのではないかと思います。
委員長	ありがとうございます。他よろしいでしょうか。すでに予定スケジュールより遅れ気味ですので、進行につとめたいと思っております。それでは、続いて議事の（2）一次審査について、事務局からご説明をお願いいたします。
委員	一点だけよろしいでしょうか。【資料3】ですが、一番下の※印のところに、『設計業務に主体的に携わった経験』とあるのですが、これはこの表の中のどこに書いてあるのでしょうか。
事務局	4番、5番、設計業務に主体的に携わった、という部分です。
委員	だとすると「経験」と「実績」は意味が違うので、「実績」とすべきだと思います。経験というあいまいですし、表には「資格・実績」と表記してあるので、「実績」の方が明らかです。そのエビデンスを求めているわけですから。
委員長	事務局よろしいでしょうか。

事務局	はい。
委員長	<p>それでは、表の中と※部分含めて、「経験」を「実績」に変えるということをお願いいたします。ありがとうございます。それでは、議事の（２）一次審査について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは一次審査プロセスにつきまして、【資料４】から【資料６】まで説明させていただきます。</p> <p>【資料４】一次審査プロセスに関する検討について となります。こちら第２回審査委員会で概ねご承認を得た内容にそって、関係者のアクションをフローで２案を作成しました。この２案の違いは、右上の四角に示しますように、「事務局で定量評価した実績点を技術提案書の採点前に審査委員が確認できるか、否か」の違いになります。このプロセスに関し、ご審議いただければと思います。</p> <p>続きまして【資料５】でございます。【資料５－１～３】資格実績評価についてご説明させていただきます。順を追ってご説明いたします。まず、【資料５－１】資格・実績評価の考え方についてをご覧ください。１及び２ではこれまでの決定事項の振り返りを示しております。これらから、参加要件として各配置技術者には、必要な資格について必須資格として求め、実績については、各主任技術者に対し、有効と考えられる用途・規模の実績を求めています。裏面をご覧ください。３．（１）です。資格評価の要否についてですが、本プロポーザルでは資格要件を定めていることから、資格を評価しない場合でも能力のある技術者は配置されると考え、事務局としては資格を評価しない方針でよいと考えていますが、後ほどの説明と合わせ、ご審議をお願いします。一方で（２）実績評価については、実績を評価することで、本整備を推進する上で、より有効な実績を持つ技術者の配置が期待でき、総合的に評価する際の１つである、本整備に有効な設計能力を評価する指標となると考え、実績を評価することが望ましいとしました。次に【資料５－２】は、仮に資格評価を行う場合の手法について検討しております。１．では参加要件となる資格以外を評価した場合、保有資格の評価を優先して技術者を配置する可能性もあることを考え、参加要件以外の資格は、評価の対象としないほうがいいのではないかと考えます。２．の他自治体での事例でも評価しているところと、していないところが見られます。これらを踏まえまして裏面をご覧ください。３．では資格評価を行う場合は、必須資格としているところは、評価の対象外としまして、資格評価に大きな差を設定しない配点案１と評価差が明確となる配点案２を提示しておりますが、資格評価を行う場合は、配点案２が望ましいと考えております。いずれの場合にしても評価ができる資格はそう多くないというところでございます。続きまして、【資料５－３】では実績評価の手法について示しています。（１）他自治体の事例では、実績評価の指標は、①件数・規模で評価、②同種・類似で評価、③携わった立場で評価、④配置技術者の立場での配点、の４つの視点から評価し、①を基礎点とし、②③の配点比率を乗じ、その指標を④の配点に加味したものを実績評価点としております。ほぼ、他自治体と同様の考え方により、実績点を出すのがいいのではないかと考え、（２）以降にその考え方を示しております。そこで（２）ですが、①件数・規模で評価、ですが、実績の件数を点数化することで評価することが望ましいと考えます。②同種・類似で評価、ですが、同種・類似の定義を定めその区分ごとに評価の配点比率を設定することが望ましいと考えます。③携わった立場で評価、ですが、携わった立場での</p>

評価の配点比率を設定することが望ましいと考えます。④配置技術者の立場での配点では、立場での重要度に応じた配点を設定することが望ましいと考えます。この考え方をもとに2ページ以降でございます。2. での(1)実績を求める件数についてですが、第2回審査委員会では「5件」として承認いただきましたが、8,000㎡以上の庁舎の実績を数多く有している技術者は多くはないと考えられること、長期にわたる大規模物件の実績を有する場合もあり、件数が多いことだけが高い評価となる必要もないこと、の2点から実績件数は最大3件とすることで、能力のある技術者としての評価が適当であると考えました。また、(2)で、実績1件あたりの基礎評価値を1として評価するのでどうかと考えます。3. では同種・類似業務の定義について検討を行っております。庁舎においては、議会議場があることなどから、同種を地方公共団体発注の庁舎、類似は公共、民間の発注者を問わない業務施設と考えました。ただ、3ページの(4)構造担当においては、参加要件として求める延床面積8,000㎡以上の免震構造建築物の実績を踏まえ、同種・類似を分けないこととしております。また、ホール、音響、ランドスケープにおいては民間発注の事例も含め、優れた実績として評価できるとの考えから同種、類似を分けないこととしております。ランドスケープでは、建物と一体に整備された広場を実績としております。4ページをご覧ください。(6)において実績評価における配点比率を検討し、同種実績を重視しながらも類似実績を大きく下げる必要はないと考え、同種を1とした場合、類似を0.5とする考えを示しています。4. 携わった立場での配点比率の検討です。どのような立場で携わったかについて重み付けを行う考えから、携わった立場での配点比率を示しています。幅広い設計者からの応募を求めるとともに技術者の携わった立場を評価することから、管理技術者、主任技術者、担当技術者の順に、1.0、0.8、0.6とする案1が望ましいと考えました。5ページ目、5. 配置技術者の立場における配点では本整備に携わる配置技術者の重要度に応じて実績評価の配点を行う考え方を示しております。管理技術者、建築総合共に重要であります。他の配置技術者の重要度にも優劣はないと考え、それぞれ3点、2点の配点とする配点案2が望ましいと考えます。6ページ目をご覧ください。6. ではここまでの検討を踏まえ、想定される評価点の差がどのようになるかを検討しています。①では建築総合主任技術者でシミュレーションした例を示しており、詳細の説明は割愛しますが、パターンAがすべてが同種だった場合とBその他類似で主任で携わった場合の差は、実績評価20点中の1点となります。なおこれは応募者として、この位の実績はお持ちではないかと想定したものでございますが、最低点の場合(同種1件)は、パターンAとの差は20点中の1.8点となります。次に②構造担当においても同様の検討を行っております。その差は実績評価20点中の0.6点となります。なお、電気、機械、コストは実績を参加要件とはしていませんので最低点は0点となる可能性があります。

次に【資料6】で一次審査評価に関する検討についてでございます。まず1. 技術提案についてです。提案テーマ、及び課題に関しましては、前回のご指摘を受け、文言の修正をし、より、明確にしてございます。また、今回評価の視点をこれまでのご議論を踏まえ、提案させていただいております。評価の視点でございますが、業務実施方針の部分では体制や推進にあたり重点としていることにつきましては、その的確性、創造性、実現性及び業務の理解度を評価するものでござい

	<p>まず、また提案テーマ1につきましては、基本構想に示す各方針に対する的確性、創造性があり、実現性も配慮された庁舎像が総合的に提案されているかを評価いたします。提案テーマ2につきましては、特に重要と考える事項の的確性、独創性と実現するための優れた建築計画の考え方、技術的な提案がされているかを評価いたします。提案テーマ3については、テーマ1及びテーマ2を踏まえ、基本構想に示す各機能の独立性と相互の関係性のバランスに配慮した効率的な配置ゾーニングになっているか評価するものでございます。そしてこちらの部分で(2)評価の視点についてですが、事務局としては、提案および審査の公正性の視点から、評価の視点までを公開することが望ましいと考えています。裏面をご覧ください。2. 一次審査の配点について資格評価を行った場合と行わない場合を2つの案として示しておりますが、【資料5-1】での検討から事務局では、実績評価のみで、業務実施方針及び各テーマごとに20点とし、技術提案を80点、実績評価を20点、合計100点とする配点案2が望ましいと考えております。また、3. 一次審査において、5位と6位もしくは7位が同点または、僅差等となった場合について検討しています。一次通過者は5者程度ですので、通過者数を含めて審査委員会での協議により決定が望ましいと考えております。こちらをあわせてご審議いただければと思います。説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。【資料4】から【資料6】までご説明いただきましたが、資料ごとに審議していただいて結論を出していきたいと思っております。</p> <p>まず【資料4】についてですが、案1と案2で資格の評価をするかしないかについては後ほど議論いただきますが、実績の定量評価の表を各委員の審査の前に見るのか、我々が採点をしてからそれをお示しいただいて合算して結論を出すのか、案1と案2が出ています。それについてご意見伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>私は見ない方が良いと思っております。やはり見てしまうとそれで影響を受けてしまうところがあります。案は案で評価した方が良いかと思っております。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。実績の定量評価もそれほど差は出ないのかもしれませんが、低い方で大きく出た人がいてその案がすごいというときに、さらにその分を上乗せして我々の評価をプラスするのはやはり公平ではないだろう、ということから、私も案1の方がよろしいかなと思っております。</p>
委員	<p>賛成です。</p>
委員長	<p>見ておきたいという強い意見があれば、よろしいでしょうか。</p> <p>それではプロセスについては、後で事務局が評価していただいた定量評価の実績を足してその結論とするということにさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。次に【資料5-1】資格と実績がありますが、資格については他の自治体では【資料5-2】のように資格によって差をつけているというところがあるということですが、実績の方は当然評価するわけですが、資格については基本的には要件として求めているので、特に差をつけなくてもいいのではないかなというのが事務局の考え方ですが、よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>広く案を求めるという意味からも、あまりそこでこだわることでもないと思いま</p>

	<p>す。それでは、【資料5-1】について、資格審査は必須要件についてはチェックするが、それを定量的に評価値に入れることはしないということにさせていただきます。そうすると【資料5-2】はいらなくなるということになります。続いて【資料5-3】実績評価について、これはかなりご議論いただいた方がよいかと思いますがいかがでしょうか。それぞれの実績につき細かく提案がされています。一番大きいところでは2ページ目、前は5件という話がありましたが、過去何年でしたでしょうか。</p>
事務局	<p>定めていません。</p>
委員長	<p>5件といっても、8,000 m²を超えるものだと一年で設計が済むわけではないので、数年間携わるとすると、ではかなり長いことで、それを管理技術者、主任技術者ではやってないということも含めて、3件くらいでいいのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>結構です。</p>
委員長	<p>5件を求めているところは実例でも3自治体ほどあるようですが、3件以内でよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>以内、ですから1件でもいいということですね。</p>
委員長	<p>1件でもいいですが評価が下がってしまうので、この趣旨は、3件が上限ですから3件と5件では差がつかない、3件と1件ですと当然3件の方が点が良いということになります。3件と1件ですと3分の1になってしまうので、3件くらいはやっていて欲しいということです。10何年間、ある件にかかりきりだったという優秀な人もいますが、そこまで考慮すると定量的な評価はしにくくなるということです。</p>
委員	<p>1件の違いは見ないで、件数で見るとでしょうか。</p>
委員長	<p>1件についてそれが同種なのかどうという立場で携わったのかということは見ますが、管理技術者に関して言えば3点満点ですから、3点の内の1件分に責任が軽い立場で携われれば点が低くなるということで、実績が一つしか書いてなければ、満点1点しか取れなくて、それが0.8点になったりということになります。かなり実績主義ではあるということです。だいたい実績はそういう風にカウントしているので、コンペで若い人は実績でカウントされてしまうので不利になるのではないかとこの声もあります。委員その点はいかがでしょう。</p>
委員	<p>まさにその点がポイントです。3件か2件がいいところですが、私は2件でも良いのではないかとこの意見です。</p>
委員長	<p>2件だとすると、先ほどの3点を与える管理技術者に関しては一つが1.5点になって、構造等は1点が満点になり、それに係数をかけるということになります。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>最終的には、ほんのわずかの違いしか出てこないですね。</p>
委員長	<p>100点の中の20点の中のさらに管理技術者で3点の1点ですから、100点満点の0.x点引くかどうかになります。ただ条件として出てくると相当気にします。一方で、本来はこの人の方が設計はうまいが、この人の方が実績があるからこの人を出そうということが行われる危険性がありますが、そこまで問うと実績を問わないことになってしまうので、逆に心配もあるということだと思います。</p>
委員	<p>こういう規模の市場は多いのでしょうか。</p>
委員長	<p>最近はそんなにないと思います。</p>

委員	2件にするか3件にするかは市場規模にもよると思います。
委員	実際には3件は結構大きい数だと思います。
委員長	府中、川崎は2件です。
委員	ここでサンプルとして示しているのは8,000㎡なのではないでしょうか。川崎はもっと大きかったのではないのでしょうか。
事務局	それぞれ1万㎡であったり、川崎は超高層を目指していたので大きいです。
委員	そういう意味だと思います。
委員長	小さな市は要件も求めているものが小さいので、件数をたくさん求めてもいいの でしょう。一般的には求めている面積の半分くらいを設定することが多いですが、 世田谷区の場合の8,000㎡は相当ハードルを下げているということになります。 いかがでしょうか。
委員	庁舎が得意な事務所というのは比較的大きいところが多いので、逆に2件にして しまうと大きいところが不利になる可能性があり、差がつかないのであれば3件 でもいいのかという気持ちです。庁舎が得意な応募者にとっては差をつけたい 部分だと思います。
委員長	JVを組んだ場合にどの人を管理技術者にあてて、どの人を主任技術者にあてるか も、こういうものが公開されると戦略的にやってくる可能性はあります。それほ ど差がつかないということで3件まででよろしいのでしょうか。もしくは配置技術 者の種類によって3件か2件に分けるという方法も考えられますが、複雑になり すぎると思います。部分的な専門技術者だとたくさんやっていると思います。構 造の方が2件しかやったことがないということはなく、だいたい3件書いてもら うことになると思います。
委員	3件でよろしいのではないのでしょうか。
委員長	よろしいのでしょうか。多少は効くことも想定しないと何のために審査するかとい うことにもなりますので、3件でよろしいのでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	それでは3件にさせていただきます。あと3ページ以降、それぞれの要件につい てはいかがでしょう。
委員	一点よろしいのでしょうか。表のランドスケープのところですが、「建物と一体に整 備された広場」と、次の「ランドスケープ計画」というのは、併記なのではし ょうか。「広場」に対してランドスケープなのではないでしょうか。「広場」にこだわらないラ ンドスケープなのではないでしょうか。
委員長	「実績」の中です。「基本設計」の前の「、」もちょっと不思議な気がします。
委員	基本設計レベル、実施設計レベルの業務ということですよ。たとえば公園の広 場の設計をやったというのは含まれるのでしょうか。建物と一体でも、たとえば さいたま新都心の広場みたいなものは、事業として別ですよ。もちろん周辺の 建物は考慮します。さいたま新都心の広場はまさに建物と一体となっていたが、 建物の設計を広場のデザインと関係を持たせるように、コンペのやり方も、発表 の時期をわざわざ調整しています。限定してしまうとちょっと実績がやりにくい かもしれません。
事務局	単独の公園緑地の設計ではなくて、建物と一体になったときの設計を別の事業者 が行った場合は、私は入れていいのではないかと思います。

委員	ポケットパークは建物と一体ですよ。配慮しながらやりますよね。
事務局	規模も定めるかどうかという議論もしたのですが、なかなか難しいということで定めていません。
委員	建物と一体になっているランドスケープ計画というのは限定しすぎだと思います。あくまで実績ですので。読み方をどうするのか。建物と一体に整備された広場の実績があるのはうれしいが、それだけではなくて、緑地や環境への配慮や、コンテキストをどう読むのか、今回はそこまで含んでいるのだから、これで両方読めるのであればそれでいいと思います。
委員長	もう一つの考え方としては、建物と一体になって整備された広場が同種実績で、その他のランドスケープは類似実績と、いう考え方もあると思います。1点と0.5点で、いかがでしょうか。委員のご懸念もなくなり、建物と一体となった実績はあった方が我々としては望ましいです。規模が書いてないのでなんとも言えないかもしれませんが。
委員	建築家と組んだ仕事でないにだめという言い方になってしまうと限定的かなという気がします。
委員長	ホールでは同種・類似は区別しないが、ランドスケープについては、同種実績は建物と一体に整備された広場、類似実績はランドスケープ計画では、いかがでしょうか。
委員	今広場の計画は増えていて、必ずしも建築一色ではないですからね。当然考えますが。富山とか長岡もそうですし、熊本でも行っていますし、多いです。
委員	委員長のご提案に賛成します。
委員長	事務局どうでしょうか。
事務局	はい。
委員長	それでは、表中に縦の罫線が入って、同種実績、類似実績という形にしてください。ただ、この部分は我々が判断するのではなくて、事務局で実績採点をします。その際に紛れがないように、公平性が重要ですので、定義を明確にしておいたものを事務局として用意してください。質問が来たときには全員に答えるということによろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。実績の手法についてはこのような形で行わせていただきます。それでは【資料6】についてご審議いただきたいと思ひます。「評価の視点」という青字をご提示いただいておりますが、この内容でいいかということと、これについて公表するかどうかということをお決めいただきたいと思ひます。事務局としては公開する方がいいのではないかとおっしゃっています。懸念としては独創的で自由な提案が疎外される可能性があるという点ですが、この程度であれば疎外されないと思ひますが、いかがでしょうか。
全委員	公開の方がいいと思ひます。
委員長	よろしいでしょうか。視点の内容についてはいかがでしょうか。公開するのであればこれを確定しておかなければなりません。もちろん課題のほうもご意見があればお知らせください。
委員	瑣末なことですが、「業務実施方針」の部分が「評価」で終わっていますが、「評価する」ですね。
委員長	ありがとうございます。「評価する」です。

委員	また、末尾に「。」をつけるのとつけない文が混在しています。
委員長	時間をおいて作業した結果のようですので、統一をお願いします。
委員	提案テーマ3の評価の視点も、「テーマ1」ではなくて「提案テーマ1」の方がよろしいのではないのでしょうか。他に「テーマ1」はないと思いますが。
委員長	ありがとうございます。揃えましょう。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	それでは、裏面にまいりまして、先ほど技術者資格は定量評価対象にはしないということに決めていただきましたので、案としては一つになりましたが、配点案2の方でよろしいのでしょうか。100点満点ということになります。委員の方に点をおつけいただくのが、上の80点分ということになると思います。後の20点は、80点を採点した後に見せていただいて合計します。その結果で順位を上からとって行くわけですが、同点または僅差になったときの扱いで、前回か前々回に、5者と確定せず5者程度と決めていただいております。これに対して、審査委員会での協議でB案のように、7位まで同点や僅差となるのはあまり考えたくないのですが、7つまでになると公開審査のときに厳しいので、これもその時点での協議というのが事務局提案ですが、いかがでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	よろしいでしょうか。それではB案で決めさせていただきます。以上で議事(2)が終了いたしました。ありがとうございます。続きまして議事(3)二次審査について、ですが、二つに分けて説明いただくことになろうかと思えます。資料【資料7】から【資料10】にかけて事務局から説明お願いいたします。
事務局	<p>それでは順次ご説明をさせていただきます。まず【資料7】二次審査プロセスに関する検討についてをご覧ください。この2案の違いは、右上の四角に示しますように、委員の皆様が行う、任意の仮採点の時期を、公開プレゼンテーション・ヒアリングの前に行うのが案1、後に行うのが案2でございます。ご審議いただければと思います。</p> <p>次に、【資料8】区民意見聴取の手法について となります。こちらも第2回審査委員会で概ねご承認を得た内容となります。1. 区民意見聴取の位置付けにおいて、参考資料として設計者審査委員会に提出することを記載しております。また、3. 意見聴取の方法でございますが、本庁舎の他、公開プレゼンテーションを行う砧総合支所の2箇所での展示、及び他の3支所で閲覧できることを加え、意見記載様式の詳細について追記しております。また4のスケジュールですが、区民意見聴取の実施は、8月21日から9月1日までとしています。次ページの様式につきましては前回の議論をいただきまして変えていますのでご確認いただければと思います。</p> <p>続きまして、【資料9】二次応募案における事前質疑に関する検討をご覧ください。こちらも第2回審査委員会でもご提示した内容ですが、公開プレゼンテーション・ヒアリング時において、審査委員の疑問に対し応募者から、十分に満足な回答を得られるだけの時間の確保が難しい可能性があり、提案の実現性に明らかな疑義や基本構想との大幅な相違のある提案があった場合に、応募者に書面でヒアリング前に質疑を行い、事前に回答をいただくプロセスです。第2回審査委員会の資料から、更新した部分が3か所あり、青字で記載しています。一つは質疑に対す</p>

	<p>る回答は、図表による回答は、提案書以外の新たな提案となる可能性があるため、文章に限定する。ということです。二番目は、審査委員のフローで、委員のみなさまからの質疑は、事務局からの質疑と一緒にし、重複した内容の整理などを行い、最終的には委員長にご確認いただいた上で該当する応募者に送付することを検討しています。また、一番下の青字に書いていますように、質疑に対して、公正性の視点から、既に提出された提案書の訂正は、認めないということです。</p> <p>次に、【資料10】公開プレゼンテーション・ヒアリングの基本的な考え方についてとなります。1の概要をご覧ください。実施方法でございます。プレゼンテーション20分、ヒアリング30分程度としております。また、出席者は、配置技術者として提案書に記載した者から合計6人までとし、うち、管理技術者、建築総合主任技術者は必須出席としています。</p> <p>裏面は、5者の場合の、タイムスケジュールを記したものになります。朝から晩までとなっています。委員の皆さまには、大変お忙しい中だとは思いますが、ご予約の方をよろしく願いいたします。説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。まず【資料7】ですが、案1と2が示されていて、案1はプレゼン・ヒアリング前に仮採点を行ってその後意見交換を実施する、2はプレゼン・ヒアリング後に採点をして意見交換を行うというものですが、これについてはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>案1の方がよろしいのではないのでしょうか。事前に我々の目を通して、とりあえず仮採点をしてみて、そしてプレゼンテーションに望んでそれを修正していくという形がよろしいかと思えます。</p>
委員	<p>私もその方がよろしいと思えます。</p>
委員長	<p>そうなのですが、事前に提案書を委員の方に見ていただくわけで、そこでこれは良い悪いという採点は当然されていらっしゃるわけです。それに対して大体どれくらいかという点をご自分ではおつけになっていらっしゃるというようには思いますが、その扱いをどうするかということになるかと思えます。</p>
委員	<p>ちょっと訂正します。当然審査委員会の前に任意で仮採点するだろうという意味ですから、たまたま案1に仮採点と書いてあるのでこちらかなと思ったのであって、当然案2の場合でも任意で仮採点は当然するわけですね。少なくとも仮採点は他の委員の皆さんのものは影響を受けてしまうので見たくない。見ずにプレゼンテーションには望みたいと思えます。</p>
委員長	<p>むしろ案2ということですね。ただ意見交換もしないということですね。案2はやはり微妙ですね。</p>
委員	<p>プレゼンを聞く前に自分で仮採点をして、プレゼンを聞いて、それを踏まえて修正する。その修正したものが案2でいうところの仮採点になるということですね。案1の仮採点はプレゼンを聞かないでやるわけですね。案2の方の仮採点はプレゼンを聞いた後にするものですね。</p>
委員長	<p>そうですね。</p>
委員	<p>仮採点というからにはプレゼンを聞かないとできないと思えます。</p>
委員長	<p>正式採点はプレゼンを聞かないと絶対できません。それは全部一致していて、プレゼンの結果も評価の対象になるわけですから、正式採点はプレゼン後になります。仮採点というのは非常に微妙なものですが、他の方がどういう点をつけているかはあまり見ない方がいいです。</p>

	他の委員がどういう点をつけたかは見ないというのが委員のご意見ですね。
委員	見ない、と言った方がいいかと思います。
委員	質問項目は重複を避けるために、プレゼンテーションの前にある程度事前に確認したりはするわけですよ。
委員長	案2で、審査委員会が始まった後に任意で仮採点をして意見交換をする、というのでよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	続いて【資料8】区民意見聴取の手法についてですが、先ほど2枚目のフォーマットが少し変わっていると思いますが、テーマは業務実施方針を含めて7つあるのですが、その中から2つを選んで書いていただくということですが、いかがでしょうか。
委員	1ページ目の2の提出対象者についてですが、前回の委員会で、「利害関係者」というのは、表現がきつすぎるから削除しようということにならなかったでしょうか。
事務局	その議論は確かにありましたが、区の方としてパブリックコメントを実施するときこの言葉を入れているのでこの表現でできればと思います。
委員	もう一つは(1)(2)(3)のエビデンスとして、下に住所と氏名を書いてくださいということだと思いますが、通常このようなパブコメに記名するべきものなのですか。
事務局	パブリックコメントの方にも書く欄はありますが、書いてあるかは別でございます。
委員	(1)(2)(3)が正しいことを証明するものは何もないので、意見聴取票の組織票が大量に出てくる可能性もありますが、それは仕方がないのでしょうか。
事務局	仕方がないと思います。
委員長	一人の人が百通だすのは避けたいために、氏名を記入してくださいとしています。
委員	でも先ほどのお答えでは書かなくてもいいのですよね。
事務局	なるべく書いていただくようにはしたいと思います。今回、展示場に来ていただいて、そこでしか手に入らない用紙に記載いただいて提出いただくということになります。
委員	つまり、記入者が区民かどうかは分からないわけですね。 それから2ページ目の表ですが、テーマを2つ選んでくださいという部分が、初めて見た人には分かりにくいと思います。審査委員の参考にするのであれば、テーマ全部について書いてもらった方が良いでしょう。2つだけ選ぶとテーマがばらけますから、どのように集計するもよく分かりません。
委員長	分かりにくいので、用紙が大きければ委員が言われた形になっていて、好きなところに記入してください、という方法もあるかと思います。
委員	私の作成した37ページの票と見比べてください。名前とか住所を書く欄はつけていませんが、どちらが分かりやすいでしょうか。事務局案はここからテーマを2つ選ぶということですよ。表現の問題だけかもしれませんが、2つ選ぶという理由がよく分かりません。
委員長	全部書いてくださいというと、例えば高い環境性能を備えた庁舎計画というのが、応募書類を見て判断出来ない事項もあるので答えたくないということがあるとい

	うことだと思えます。
委員	いずれにしても、書式はもう少し分かりやすくしてください。
事務局	書式は分かりやすいものに改善させていただきます。
委員	印象としては6テーマのうち2つのテーマに答えていただくというのは制限している感じがします。6の3であればだいぶ違う感じがします。
事務局	それでは半分テーマを選んでいただくことにします。
委員	テーマを選んでもらうのは、そういう趣旨だったと思います。色々な意見が出ている中で反映しないのは何事だと言われるかもしれませんが。
委員長	もちろん審査委員は参考にしますが、審査委員はそれぞれの立場のプロとして判断されるのでたくさんきてしまったら困るということはないと思います。
委員	全部答えるのはしんどいという方もいらっしゃいますよね。
委員長	分からない方もいらっしゃると思います。
委員	全部答えたい市民の方は複数出す可能性はありますよね。そこは問題ないのでしょうか。
事務局	一番上に一人一枚限りとは書かせていただいているので、縛りはありますが、分かりません。
委員	記入者の年齢制限はあるのでしょうか。子供でも良いのでしょうか。
事務局	特にありません。パブリックコメントの要件に合えば、子供でもいいです。
委員長	パブリックコメントは定常的にやられていることですから、形式はそれに倣うのでよろしいかと思います。今日の委員会の結論としては、テーマは3つに増やし、書式はより分かりやすいように検討していただくということとします。公告はしませんので、意見聴取まで時間がありますので時間をかけて検討できると思いますので、これについては委員の方々にご意見をまたお聞きするかもしれませんので、その際にご意見をお寄せください。続いて【資料9】についてはいかがでしょうか。事前質疑で、特に青字部分が今回のご提案ということになります。
全委員	異議なし。
委員長	よろしいでしょうか。特段の疑義があった場合ということで、あまりそれがないような提案がいただけることを期待したいと思います。すでに一次審査で選ばれたものに対してのことですので、絶対出来ないというような提案は出てこないと思いますが、念のためこういう項目を作っておくということにしてあります。最後に【資料10】公開プレゼンテーション・ヒアリングについて、このときに向けて準備していただくというような話かと思いますが、いかがでしょうか。
委員	もう少し後で議論すればいいのかもしれませんが、出席者に関する規定のところで、「配置技術者として提案書に記載した者から合計6人まで出席可」とあり、注意事項の※印のところで、「二次提案者が他提案者のプレゼンテーション・ヒアリングを傍聴することは認めない」とありますが、後者はどのように確認するのでしょうか。
事務局	※印の部分については、別控え室を取っておきまして動線を分けた形でヒアリングを終えたらそのまま戻っていただくということと考えています。
委員	しかし、同じ提案者組織の誰かが傍聴する可能性がありますよね。
事務局	他市の例ですと、入るときに氏名と立場を書かせていることがあるので、そういう部分でチェックが出来るのかと思います。

委員長	ただ、傍聴者が何らかの形で連絡を取る危険性がありますよね。そのときに iPhone 等は持ち込んではいけないというようにするかどうでしょうか。
事務局	他には、待機しているときに連絡は一切してはいけないという制限をつけるかどうか、運用の部分でやりたいと思います。
委員	運用で今後具体的に調整すれば良いかと思います。
委員	※印の部分というのは、「プレゼンテーション出席者の6人」という意味でしょうか。怖いのはライバルの会社の人、最優秀案企業のプレゼン時に社員が来ていたのを発見して通報された場合、失格になるのでしょうか。
事務局	後ほどご説明させていただきますが、【資料14】の説明書17ページ11失格条項(2)の中に入れてあります。
委員	私は傍聴してもいいのではと思います。提案者6人は傍聴しない方がいいと思いますが、それ以外は見えていて、やはりあちらの提案がよかったと納得していただけることもあると思います。
委員長	負けたと思った。という発言される方もいますね。
委員	逆に制限してしまうと、提案者が匿名で入場し傍聴しているのを発見して、最優秀案企業が失格になったという事になる可能性がありますし、全て公開するプレゼンテーションもありますので、6人だけ別室にいていただければいいのではないかと思います。
事務局	6人のみ制限し、あとは先ほどございました連絡の制限はつけて、後か先かで有利不利にならないように注意した形にさせていただきます。
委員長	順番はどういう風にするのでしょうか。
事務局	事前に抽選等と考えています。
委員長	抽選で公平になるようにぜひお願いしたいと思います。
事務局	委員のご示唆からすると、17ページの(2)「応募者の社員その他関係者が傍聴した場合。」は書かない方がいいということでしょうか。
委員	消した方がいいです。
委員	それから注意事項の2番目で、「データが入ったパソコン及びUSB、CD-R等を持参すること。」とありますが、USB、CD-Rを持参する理由は何でしょうか。各提案者のパソコンにすでにデータは入っていますよね。別途区のパソコンにデータを入れるということでしょうか。
事務局	今の想定ですけれどもパソコンを持ち込んでいただいて、区の方では用意せず、応募者側で用意する想定です。
委員	発表の度にパソコンをつけかえるのは時間がかかりますよね。区の方で準備したパソコンに各者のデータを入れておけばスムーズに交代でき時間の節約になりますよね。
事務局	入れ替わりの時間は考慮していますが、考えます。
委員	この文章の意味は、自分のパソコンを持ってきてください、万が一トラブルがあった場合はバックアップとして区のパソコンを使えますので、とりあえずデータを持ってきてという意味かと思いました。
委員	今申し上げたのは、区が用意したパソコンにあらかじめデータを入れておいて試写もしておけば、時間的にも運営が非常にスムーズにいくのではないかと思います。

委員長	PPT バージョンの問題で色が変わる、フォントが変わるといった危険性もありますよね。特に Mac と Windows との関係でどちらが、というのがあります。
委員	審査委員側でそういうトラブルも経験があります。ちょっと不利になったという感じがあり、後で提案者からクレームがきました。
委員長	パソコンを持ってきてもらおうと、今度はプロジェクターとのインターフェースの問題が出てきて、つながらないということがあり得ます。
委員	機種等を事前に公開しておけばいいのではと思います。
事務局	事前にプロジェクターの型番等はお知らせします。
委員長	対象は5者程度ですから、十分に事前に調整しておくことで危険を回避していただけだと思います。そこまでよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	相当遅れてしまいましたので挽回したいと思いますが、議事（3）二次審査について、【資料11】からご説明お願いいたします。
事務局	<p>【資料11-1】について、ご説明させていただきます。</p> <p>（1）はプレゼン・ヒアリングに関し、独立した評価点を設定するか、でございます。まず事例でございますが、両方の事例がございました。1ページ目の下です。これを踏まえまして2ページ目ですが、本プロポーザルにおいては、公平性・透明性、区民参加の観点から、公開プレゼンテーション・ヒアリングを行うこととしていることから、ヒアリングの評価の可視化は必要と考えます。事務局としては、ヒアリングを踏まえ、各課題テーマへの評価点にも反映するとともに『取り組み意欲、基本構想の理解度、説明能力、コミュニケーション能力』も含めた総合的な評価として、独立した評価点を設けることが望ましいと考えています。また（2）応募者独自の提案の評価点設定についてご説明します。ケースAは、独自提案の様式を設定し、独立した評価項目として設けています。ケースBは、特に提案したい独自の項目を業務実施方針に記載するケースといたしましたが、ここに示しますように、どちらのケースとも課題があることを考慮し、「公正性、透明性」を持った評価の観点から、応募者独自の提案を求めて評価することは望ましくないと考えます。ただし、（1）で検討したヒアリングを含めた独立した総合評価項目を設けることにより、今回の資料では、独自の提案があった場合も評価することが可能な総合評価の欄を設けてございます。これを踏まえまして【資料11-2】をご覧ください。二次審査評価に関する検討についてですが、テーマにつきましては、先ほどもご説明させていただきましたとおり、業務の取り組み方針、前回ご議論いただきました6つのテーマ、そして総合評価と8つの視点による評価としております。それぞれの評価点につきましては、総合的に評価をするという観点より、各視点とも20点、合計160点としております。課題につきましては、第2回審査委員会でご議論をいただき、一部文言の修正をしております。今回の整備の対象は、本庁舎及び区民会館や広場等であることから、テーマの2と4にございます「庁舎計画」という言葉を「庁舎等計画」としております。課題評価点は、各テーマごとに評価の視点を設定してしております。これらを踏まえましてそれぞれご審議いただければと思います。最後に、ヒアリング内容等を踏まえ応募者の意欲、理解度、能力を総合的に評価する総合評価でございます。まず1つは、ヒアリングを踏まえ、人、組織が本整備推進に適切であるかの視点、もう一つは、独創性、斬新性のある画期的な提案かどうかについて、評価を行う</p>

	<p>ものでございます。これらによりまして独自の斬新な提案があった場合にも評価ができると考えています。また事務局といたしましてこの評価の視点につきましては一次審査と同様に公開をすることが望ましいと考えております。また二次審査についても1位が同点という可能性は当然考えられますので、1位が同点になった場合には、最優秀者と次点者と順位付けをすることになりますので、より透明性が高く順位がつく委員による投票方式によって順位を決定することの方が望ましいと考えています。これは2位が同点になった場合も同様と考えております。以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。【資料11-1】についていかがでしょうか。独立で独自提案ではなく総合評価のところで評価するというご提案です。【資料11-2】のところで「独創性、斬新性のある画期的な提案となっているか」とありますが、「…なされているか」つまりなっているとプラスということで、「…なされている」、とした方がよいと思います。</p>
委員	<p>【資料11-2】のテーマ4について、私の作文18ページをご覧ください比較をしていただきたいと思います。「イニシャルコスト及びランニングコストを抑制し、」という部分を削除していただきたい。下に書いてありますが、テーマ6の評価の視点の記述と重複しています。また、環境にやさしい庁舎等を提案することと関係はありますが、イニシャルコストやランニングコスト等のコストの問題は分けて考えるべきだと思います。私の18ページには、「ライフサイクルの省エネルギーや、コ・ベネフィット（健康、…、共生等）に資する、環境にやさしい庁舎計画を提案しているか」と提案しました。いずれにしても、テーマ4からは「イニシャルコスト及びランニングコストを抑制し、」と表現を削除していただきたいと思います。</p>
委員長	<p>いかがでしょうか。コ・ベネフィットという言葉が一般的にはそれほど広く認知されていないかなという気がします。</p>
委員	<p>コ・ベネフィットを書かなくても、括弧を外してしまえばいいかと思います。</p>
委員長	<p>「ライフサイクルを考慮した省エネルギーなどに資する」でしょうか。</p>
委員	<p>本来は、「ライフサイクルに通じた省エネルギー」だと思います。</p>
委員長	<p>ライフサイクルに通じた省エネルギーに資する環境にやさしい庁舎計画を提案すること、でしょうか。おっしゃるようにイニシャルコスト及びランニングコストが2箇所に出てくると、どちらに点を入れるのかということになってしまいます。「ライフサイクルを通じた省エネルギーに配慮した、環境にやさしい庁舎建築計画を提案する」という感じで、最終文案は微妙に変更するかもしれませんが、こちらでよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
委員	<p>評価の視点というのは例示でしょうか。</p>
事務局	<p>これで採点をしていただくということです。</p>
委員	<p>他にも評価の視点はいっぱいあるのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>例えば国士舘大学との連携意識を意識して配置されているか、という点も、意識していると点数が上がるということでしょうか。</p>
委員長	<p>これを評価の視点として出すと、「連携などを」くらいにしておいた方がいいですね。地域的な周辺環境を考えて、ということですね。</p>
事務局	<p>固有名詞ではなくて、「周辺施設との」といった記述がよろしいでしょうか。</p>

委員	その方がいいですね。青字は公開するのでしょうか。
委員	それをこれから決めますが、公開した方がいいのではないかとというのが事務局提案です。
委員	例えば、点数をつけるとこの2つで評価した結果18点になりました、と説明するのでしょうか。他にもありますよね。例示的なことではないのでしょうか。例えば景観的な納まりというのはどこで見るのでしょうか。
委員	評価の視点例、ではいかがでしょうか。他の評価の視点もあり得るわけですよね。
事務局	すべてを列挙することも現実的に難しいと思うので、例でよろしいかと思えます。
事務局	テーマに対しての点数をつけていただくということが目的なので、その中身については委員方の視点を含めて、ということでもいいかと思えます。
委員	例という言葉が気になるのですが、あまり参考にしなくてもいいという風に読めなくもないので、評価の視点のポイント、くらいではいかがでしょうか。
委員長	主な評価の視点、にしましょう。よろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	「評価の視点」というのは、限定し過ぎているだろうということで、「主な評価の視点」に変えさせていただいて、審査委員にはこれを参考にして、テーマないし取り組み方針等について評価点をつける、ということによろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員	間の罫線必要でしょうか。
委員長	今の結論だと罫線はいらなくなりますので、罫線を取った形でお願いします。
事務局	今の観点で【資料6】一次評価の方も同じように変えた方がよろしいでしょうか。
委員長	はい、【資料6】も、主な評価の視点、にします。今委員が言われた点ですが、総合評価のところだけは、私は分けておいた方がいいと思えますがいかがでしょうか。一番最後の趣旨の問題がありますので、それぞれについて別に見て点を入れていただくということで、他は横線を取るということにしたいと思えます。
全委員	異議なし。
委員長	ありがとうございます。それでは、主な評価の視点、で公開する、ということにさせていただきます。配点とテーマについてもご議論いただきましたので、もしこの後これは良くないとお気づきになってしまいましたら至急事務局へご連絡いただき、間に合う範囲で取り入れさせていただき、そこについては委員長に一任させていただく形でよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	ありがとうございます。それでは引き続き【資料12】と【資料13】についてご説明お願いいたします。
事務局	それでは【資料12】と【資料13】についてご説明いたします。まず【資料12】についてでございます。第2回審査委員会でも、提案ボリューム、枚数についてイメージを記載しております。まず一次提案の様式ですが、審査委員会では、案1のA4 1枚（業務実施方針） プラス A3（テーマ1～3）で1枚というご議論があったかと思えます。今回、委員より提案いただいたものが案3でございます。A4 1枚は、同様、プラス A3 3枚（各テーマごとに1枚）の案をいただいております。これを踏まえまして、その折衷案ということで、案2を新たに提案させていただいております。A4 1枚は、同様 プラス A3 2

	<p>枚（文字が多くなるテーマ1, 2でA3、1枚。図が入るテーマ3でA3, 1枚）としたものでございます。以上の3案が考えられるかと思っておりますので、ご審議の方お願いいたします。</p> <p>また二次提案書、2ページをお開きください。案1は 業務取組方針がA3 1枚、提案テーマ6つに対し、A3（2テーマごとに1枚）合計で4枚です。案2は委員よりご提案いただきました。業務取組方針がA3 1枚、提案テーマ6つに対し、A3（各テーマごとに1枚）、合計7枚としています。前回のご議論では、各視点・テーマにおいて必須で求めるものにつきましては、これについては、別書式でというご議論がございましたが、審査をする上で、関係するものは、同じところに書き込んでいただくのがいいと考え、今、ご提案させていただいた枚数の中に含めることとしております。また、3ページに公開展示を考慮したパネルの案を示しております。案1の場合は、前面に貼っております。A3をA2に拡大をし、A2が縦に4枚となります、案1は縦に1列、案2だと2列になります。案2の場合、これが5者分とすると幅12mのスペースが必要になり、非常に広い展示スペースが必要となります。なお、いずれの案もA3の提案書をA2に拡大して展示する想定としておりますが、見易さの観点と展示スペースの課題を考慮しながら、拡大率についてはさらに工夫したいと考えています。各審査、そしてテーマにどれくらいのスペースが必要か、また、応募者の負担の観点からも、技術提案書の様式枚数に関しご審議をお願いいたします。</p> <p>次に、【資料13】模型の提出・使用に関してもご議論がございました。そちらについてまとめました。まず1番ですが、他自治体の事例では、模型の提出を必須としているのは1例のみでした。他に〇と書いてあるところは可という意味で、出しても出さなくてもいいという意味でございます。模型を求める場合の理由としては、提案内容をより具体的に把握し審査するために、公開プレゼンテーション・ヒアリング及び第5回審査委員会にて模型を活用することが考えられます。利点や課題を記載しておりますが、3では、公開展示の際に模型を展示するかを検討しています。公開展示した場合、仮に模型が破壊される等した場合、その後の公開プレゼンテーション・ヒアリングやその後の審査に影響を来す可能性があります。今回に関しましては、審査委員会での活用及び公開プレゼンテーション・ヒアリングのみでの活用が望ましいと考えます。裏面でございますが、模型提出をする場合には、縮尺、範囲、素材、個数等を示しています。特に個数ですが、1点のみということで、事業が開始した際の最終配置案での提出を求めるのが適当ではないかと考えております。模型の提出に関し、ご審議をお願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。提出案等について、公開展示のスペースも限られているということを事務局は気にされているようですが、いかがでしょうか。</p> <p>前回の原案は案1でしたが、委員は案3くらいいるだろうということで間を取って、テーマ3の方が面積はいるだろうということで、案2が事務局提案のようです。一次提案書、【資料12】の1枚目についていかがでしょうか。</p>
委員	案3は量が多すぎないでしょうか。
委員	<p>多いかもしれません。ただ、参加するからにはこれくらいは表現したい、というような出す側の意向も多分あって、1、2枚では少ないという気がします。</p>
委員長	<p>A2を縮小したような形で出てくると思われますから、フォントの制限はしないと、ものすごく小さな字で出てくることもあります。</p>

委員	10.5ポイント以上です。
委員	一次提案ですね。
委員	5者程度を選ぶわけですね。
委員長	我々の方で見落としの危険性があるかどうかということかと思えます。一次審査で完璧を求めることはできないこともありますし、案2でよろしいかと思えますが、いかがでしょうか。
委員	案2の場合は、1枚目と2枚目がA3ですが、表現する内容については自由なのですか。テーマ1だけが1枚目で、2枚目で2,3を表現することもあり得るのでしょうか。それともテーマの1,2は1枚目に収めるということなのでしょう。
委員長	後者の方だと思います。我々が見るときに判断しやすいようにだと思います。1と2のバランスは半々くらいで出してくると思いますが、自由ということですか。
委員	想定は10~20の間くらいでしょうか。
委員長	10だったらもう少し多くてもいい気もします。
委員	さすがに100~200なら少なくてもいいと思いますが、10~20だったら3枚くらいでも良いと思います。3枚「以内」というのは難しいでしょうか。
委員長	それは決めた方がいいと思います。いかがでしょうか。
委員	二次提案書の枚数ともからんできますね。案3だと二次提案書とあまり変わらなくなる。
委員	わかりました。案2でいきましょう。
全委員	異議なし。
委員長	案2でいきたいと思えます。続いて2枚目二次提案ですが、幅20mでも十分展示できるような新しい庁舎ができる、そういうスペースが用意された庁舎の提案が出てくることを期待したいと思えます。いかがでしょうか。公開されているプロポーザルの提案書の例ですが、かなり情報量があるように感じますね。
委員	枚数がこの倍になるとちょっと大変だという感じがします。
委員長	案1でどうでしょうか。私も足りないかと思いましたが、A3拡大でこれくらいであればいいかと思いました。
委員	見て審査するのは大変ですね。
委員長	展示の方でちょっと気になったのは、特に初日とかたくさんの方が来たときにこれだけが展示されていると大混乱が起きないか。本当はスペースがあって何セットか用意されていればいいですが、無理なのでしょうね。
事務局	同じ会場に2セットくらい用意されているのは見たことがあります。
委員長	会場は2箇所ですから2セットにはなりません。
事務局	他の支所でも、拡大はしませんがA3で閲覧できるようにはしようと思っています。基本的にはどこでも見ることは可能です。
委員	拡大しても字が小さいですが、もっと拡大はできないでしょうか。
事務局	どう展示できるかも含めて、もっと拡大できないかも考えたいと思っています。
委員長	出していただく書式が案1でいいかどうかをお決めいただければ、レイアウトに関しては今後検討すればよいということですので、案1でよろしいでしょうか。これだけの情報量があればいいということではいかがでしょうか。
委員	展示の場合、できればA1に拡大してほしいです。

事務局	ご年配の方では見づらい方もいらっしゃるかもしれません。
委員長	初日だけの問題とも思いますが、その辺も配慮していただくということでお願いします。では、提出の書式としては案1ということにさせていただきます。続いて模型についてはいかがでしょうか。他の自治体では、あまり提出を求めているのですが、使用可というところはあるということです。破損の可能性もあるので、公開プレゼンテーションのときに各者に持ってきていただくということで、はめ込むよりは周辺も含めた模型も作ってきていただくということでいかがでしょうか。
委員	それは結構大変ですね。
委員長	あの大きさではなくて、1m角くらいの想定です。
委員	大きさは決めた方がよろしいですね。
委員長	一次を通った5者程度ですので、周辺も含めて作っていただくということでよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	それでは最後の議事、【資料14】プロポーザル公告資料について、ご説明をお願いいたします。
事務局	<p>それではプロポーザル公告資料の配布資料4点につきまして順次ご説明させていただきます。【資料14】から【資料17】までになりますので、今までのご議論も踏まえましてご説明させていただきます。</p> <p>まず【資料14】プロポーザル説明書の1ページ目でございます。1番まず、はじめに、というのをつけました。基本構想を策定していますので、こちらを重視しているというのをメッセージとして付け加えています。1番、設計者選定の基本方針は、委員からの案文を元に事務局で若干修正をさせていただいております。そして2番以下ですが、この通りになります。</p> <p>続きまして4ページ、3募集及び審査の進め方、【資料1-1】によりまして(1)スケジュールを作成しております。(2)現地見学会は4月24日(月)、25日(火)に行わせていただきます。5ページ目、(4)参加資格の確認で、5月15日(月)までに通知を発送します。(5)審査の流れですが、一次審査評価点合計上位5者程度を一次通過者として選定としています。②二次審査、最優秀者、次点者それぞれ1者で、優先交渉権の順位をつけるということで記載しています。(6)審査委員会、皆様のお名前、所属役職を記載させていただいております。6ページ、(7)区民意見聴取は、【資料8】を元に記載しています。4参加資格ですが、【資料3】の1)ということで(1)を記載しています。7ページをご覧ください。(2)【資料2】は本日ご議論いただいた内容でございます。※印2つ目、設計共同企業体として参加表明書を提出し資格を得た応募者が、一次応募資料の提出までにJVの構成員を新たに追加し、別途定める共同企業体協定書を提出し応募することは認める、と新たに追加しています。(3)はそのとおりでございます。⑥ですが、第1回でご議論いただいた内容でございます。8ページをご覧ください。(4)工事入札における制限ということで、第2回のご議論からこちらの内容にさせていただいております。5配置技術者は【資料3】(2)から作成しております。先ほどご指摘いただいた部分、5(1)①主体的に携わった実績を有する、という表現にしています。</p> <p>続きまして10ページの真ん中に表を入れています。【資料3】と同趣旨の表を入</p>

れています。6番以降が手続きということで記載させていただきました。次に14ページ9審査の評価基準等でございます。【資料6】本日も議論いただきました提案テーマ、課題の部分で修正を入れさせていただければと思います。15ページ、二次審査【資料11-2】提案テーマ課題の修正をいたします。

16ページ(3)、【資料9】の内容で事前質疑があること、またその部分の日程を予定と記載しています。【資料10】公開プレゼンテーション・ヒアリングということで(4)に書かせていただいております。先ほど委員からご指摘いただきました、⑤の下の4つの項目について、2、3番目の項目は削除し、一番下※印で、公開プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、対象者に後日通知する、という中での対応とさせていただければと思います。

続きまして17ページでございます。公開プレゼンテーションのところで委員からご指摘いただきました、11失格条項(2)を削除いたします。その他に12注意事項(3)で、参加表明書及び提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に係る費用は応募者の負担とする。ただし、一次審査通過者でプレゼンテーション及びヒアリングを行った応募者に対し、二次審査に係る報償として、1者あたり20万円を支払うこととする、ということで予算措置をしていますので20万円とさせていただきます。それから公表について、(10)提出された書類は、公平性・透明性・客観性を期すために、必要により公表することがある、という文言を追加させていただきます。

18ページ13その他(1)辞退届の記載をしております。(5)第2回でご議論があった部分でございます。当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有、ということで、実施設計業務委託と工事監理委託業務、ということで前回のご議論を反映させております。まず【資料14】について説明は以上でございます。

続きまして【資料15】様式です。何点かご説明させていただきます。様式4-1単体企業及び4-2設計共同企業体の参加表明書で、それぞれ代表者印、届出者及び構成員に印鑑を求めているものでございます。続きまして様式6-1をご覧ください。参加表明をした後、6月に一次提案の締め切りがありますので、その際に一次提案の届出で、様式6-1単体企業で代表者印を押していただき、様式6-2設計共同企業体で届出者と構成員について代表者印を押していただくこととなります。また先ほどご議論のあった協力事務所の部分に関しては、様式9で一次の締め切りのときに参加届を出していただきまして、協力事務所の代表者印及び再委託される業務範囲について記載いただきます。また様式11-1からは、先ほどご議論いただきましたが実績3件ということでそれぞれ同種類似を書く欄を設けております。こちらの説明は以上でございます。最後に様式12-1、15-1は今回の議論を踏まえまして修正をさせていただきます。

続きまして【資料16】提出資料の作成要領についてです。1.提案にあたっての留意事項です。提案と条件を出来るだけ統一しかつ明確にするものでございます。審査の相対評価としての平等性、透明性を向上させることを目的としております。これにつきまして基本構想に新たに追加したものではありません。基本構想において明確ではなかった項目についてプロポーザルでの提案上の与条件として明確にしたものでございます。全部で13点ほどの項目がございます。説明させていただきます。まず(1)敷地中央の区道取り扱いについてです。基本構

想におきまして配置と構成に関する基本的な考え方としまして、東西敷地の一体的な利用を提示していますが、道路の廃止は困難と判断しており、廃止の有無は提案内容に大きく影響することから、区道として確実に継続して担保することを明記しています。また道路の下部や上空の利用としまして、通路などの建物を計画する場合は関連する法令等の規制などに注意することを促しています。(2) 敷地の法的取り扱いについてです。敷地を最大限活用するためには一団地認定など様々な法令等を活用することが想定されますが、そのための手続きには相当な期間を要し、予め課題等を明らかにしておく必要があります、その考え方を示すこととしました。(3) 既存不適格の取り扱いについてです。基本構想で原則として不適格状態の解消が求められるとしていることから、原則として不適格建築物を解消することを前提とし提案すること、としています。(4) 区民会館規模(面積)についてです。基本構想の本庁舎の規模で記載していますが、区民会館のホールのボリュームが計画提案に大きく影響することから、800 から 1,000 席のホール機能、楽屋、練習室、ホワイエを含めまして 3,100 m²以内といたしまして、集会室やレストランカフェなどを含むその他の区民交流機能については、本庁舎規模 53,000 m²の中で提案することとしています。(5) 駐車場、駐輪場、バイク駐車場については記載の通りでございます。(6) 災害対策本部機能の強化における「必要な諸室等」の中に基本構想にヘリポートの記載がございます。このヘリポートですが、今後検討すべき機能と考えておりまして、必須の提案ではないということにしています。(7) 路線バスのバスベイについては記載の通りです。(8) 仮設駐車場用地ですが、基本構想では区役所周辺におきまして工事期間中に活用できる用地を確保することとしています。提案上の与条件としまして約 850 m²の仮の駐車場用地を見込むものとしました。(9) 非常用の発電などの災害時の施設として活用を検討するための情報を記載しています。(10) 耐震性についてですが、基本構想では災害対策各部が本庁舎と総合支所にあり、そこが災害対策本部の範囲となることを示しています。一方で区民会館は災害対策本部に含まれないこととしています。しかし区民会館の耐震性能を明記していませんので、物資集積の場所としての活用を前提とは基本構想でしています。仮に別棟として整備する場合には、耐震性能をⅡ類以上確保するものとして与条件の統一を図るものとした。 (11) 工期につきましては、工期の定義を示しました。(12) 建物高さ、床面積等については、記載の通りでございます。最後に(13) 関係所管への問い合わせといたしまして、関係所管等への問い合わせ等は一切行ってはならないと明記いたしました。

続きまして【資料17】評価要領です。こちら今回公表するというご議論がございましたので作成をいたしました。まず2 評価方法ですが、(1) 一次審査、二次審査を行う、(2) 一次審査としまして上位5者程度通過者として選定を行う、(3) 最高のものを最優秀者、2位を次点者として選定する、そして世田谷区に報告するとしています。3 一次審査の評価基準でございますが、これは【資料6】のとおりでございます。ただ、下の方で、審査委員は提案された内容をふまえ、各評価項目を下記の評価値にて採点するというので、0~10の整数としています。各審査委員の評価点(20点) = 各審査員配点(例10点) × 各審査委員の評価値(10) ÷ 10となります。2 ページ目評価点の配点はそちらに記した通りでございます。(1) 以下でございますが、課題テーマと評価の視点でございま

	<p>す。課題テーマにつきましては先ほどご議論があったとおり修正させていただきます。評価の視点につきましては、主な評価の視点、と文言を変えさせていただきます。3ページ(3)配置技術者の実績です。【資料5-3】をもとに20点と記載いたしました。5ページ上から2つ目エにつき、委員からランドスケープについてご指摘がございましたので修正させていただきます。(4)一次審査通過者の選定ですが、【資料6】のとおりでございます。4二次審査評価基準ですが、【資料11-2】に基づいて書いております。6ページ上、一次審査と同内容ということで、評価値は整数ということで同様の採点方法としています。評価点配点につきましては表のとおりでございます。(1)以下におきましては、「評価の視点」を「主な評価の視点」と表現を変えさせていただきます。</p> <p>9ページ【資料11-1】から最優秀者、次点者の選定ということで記載しています。最後に、今回ご議論いただきました模型の部分に関しましてはまだ記載ございませんので、追加をさせていただきます。各表現につきましては基本構想と若干ずれている文言がございますので、基本構想にあわせて修正させていただきます。説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。【資料14】、【資料15】についてご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。【資料14】9ページのランドスケープの文言も書き方もご検討ください。本日は時間が限られておりますので、追加の意見がありましたら期日を決めて事務局まで提出いただき、委員長と事務局で決定させていただきたいと思います。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
委員	<p>タイトルについてですが、「説明書」というのは区が普通使う言葉なのでしょうか。内容から見て「実施要領」だと思うのですが。</p>
事務局	<p>区で実際使っているのが説明書という言葉ですので、このままにさせていただければと思います。</p>
委員	<p>それから、お役所用語かもしれませんが、「係る(かかる)」という用語は普段は使われないのでなかなかそうは読めない。本日の他の資料にもあまり使用されていないようで、説明書の中だけで使われているようです。特に意味はあるのでしょうか。「関する」という意味だとは思いますが。</p>
事務局	<p>特に意味はございません。</p>
委員	<p>【資料14】3ページの(6)⑥その他ですが、図とセットにしないと分かりにくいと思いますが、「敷地が中央の区道により分断されている」というのは主観的な表現ではないかと思います。分断されているかというのは取り方によると思います。例えば上空をブリッジでつなぐ、などもあるので、この表現ではない方がいいと思います。</p>
事務局	<p>表現を変えます。</p>
委員	<p>他は図とセットでなくても分かりますでしょうか。4m程度下がる形で高低差を有している、など、参考図書を見ればわかるのでしょうか。</p>
事務局	<p>参考資料をつけます。</p>
委員長	<p>全体として「世田谷区本庁舎等整備基本構想」(以下「基本構想」という。)が前提で、これが設計条件になり、ただ少し変わる部分は注意書きで書いてあるということになります。</p>
委員	<p>お願いですが、冒頭に目次があった方が親切ですので、ぜひ作っていただきたい</p>

	と思います。
委員長	いかがでしょうか
事務局	わかりました。
委員	17ページ11失格条項についてですが、「失格となることがある」というのは、恣意的な気がします。「失格となる」と書かないのは意味があるのでしょうか。
事務局	例えば、書式10.5ポイント指定のところ、10ポイントできたら即失格とするかどうかというのがあるかと思います。
委員長	もう一つは他者が指摘してきた場合の対応を考慮するということがあると思います。
委員	次に、18ページ、13その他ですが、書き方が不親切です。「契約保証金 免除」や「契約書作成の要否 要」、「予定の有無 有」などの表現は、もう少しわかりやすく書くべきだと思います。このままだと読む人には分からないと思います。
委員長	こういうフォーマットがあるということだとは思いますが、変更してください。
事務局	はい。
委員	参考図書ですが、例えば現状庁舎はどこまで図面を公開するのでしょうか。質問が出てくると思います。平立断とか、設備とか、全部出すのでしょうか。
事務局	資料を準備し、希望者には配布するということにしています。
委員	今日の資料には入っていませんが、それはあらかじめリストを提示するのでしょうか。
事務局	入っていないので用意いたします。
委員	2ページ敷地概要で色々書くかと思いますが、図面を付けてはいけないのでしょうか。
事務局	図面をつけさせていただきます。
事務局	先ほどの配布予定資料ですが、平立断、ボーリング柱状図、インフラ給排水、道路状況、耐震診断、等は、参考資料としてお渡しできるよう準備しております。
委員	DVDで渡すのでしょうか。
事務局	はい。
委員長	【資料14】、【資料15】についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。先ほども申し上げましたが、全ては審議できていませんので、気がつかれたことがあったら、4月3日（月）までにご意見をお寄せください。メールでもかまいませんが、情報が漏れると大変ですから、相当気をつけてお送りください。
委員長	続いて【資料16】提出資料作成要領についてはいかがでしょうか。
委員	(3)のところがすべて太字になっていますが間違いでしょうか。
事務局	間違いです。裏面の(12)(13)だけフォントがゴシックになっているのも間違いですので、あわせて修正します。
委員長	事務局が一生懸命、突貫工事をされたのだと思います。他いかがでしょうか。
委員	2ページ目の(13)関係所管への問い合わせを一切行ってはならないというのは厳しいかなと思いました。
委員長	一切という言葉は非常に強いですが、他の役所に迷惑をかけたくないという世田谷区の意図があります。
事務局	基本構想の中に国士舘大学と載っておりまして、国士舘大学に問い合わせがいく可能性がありまして、そちらをご遠慮いただきたいと思います。

委員	逆に質疑を出してください、と一言加えていただければいいのではないのでしょうか。国士舘大学のことを知りたいのであれば、世田谷区経由で代表して聞く、というのであればいいと思います。
事務局	分かりました。質疑で、と追記します。
委員長	関係所管と書かれていると国士舘大学とは思わないのではないのでしょうか。関係機関、にしてください。
委員	調査能力も設計事務所の能力のうちですよ。質疑応答もこれは肝だなというのはあえてしないと思います。微妙なのですが、「一切」は抜いていただければと思います。
委員長	「一切」は私も気になりましたので、行ってはならない、でお願いします。
委員	4ページの二次提案書の様式のところで、4枚以内、とありますが、4枚、ですよ。
事務局	先ほどのご議論の内容に修正いたします。
委員	1ページ目（1）区道の取り扱いの、本プロポーザルにおける提案の前提、の文章なのですが、「…災害時の機能を区道として確実に継続して担保する」というのはくどい気がします。
事務局	「確実に」をとります。
委員	2つ目の、「なお…」の部分、建築基準法、道路法等を逸脱しないものとする、とありますが、上空をブリッジでつなぐのはだめということでしょうか。
事務局	連絡通路等については許可が必要になります。
委員	許可が必要なのは逸脱するうちに入らないのでしょうか。
委員長	道路法等に抵触しないことではまずいのでしょうか。不可能じゃないものとする、でしょうか。
委員	この記述は必要でしょうか。
事務局	書かないときに、地下でも地上でも建物がまたがってしまう提案があったときに、審査のときにどうするかを考えなければならぬというのがあります。
委員	この文章があったとしても、出てくる可能性はあります。抵触しているから却下できることになりますか。程度の問題ですね。
委員長	欠格条件にするのか、採点に任せるか、ですね。
委員	建築基準法、道路法を逸脱することは基本的にないと思いますし、ここに書いてある程度だと、色々なことが出来てしまいますよね。建築基準法だと建築審査会にかければいいのかというのもあるので、かなり自由に出来てしまうと思います。
委員	なお書きの取り扱いは考えた方がいいと思います。
委員	ご検討いただければと思います。
委員長	「現行法令に抵触しないこと」などと書いておけばいいのではないのでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	ありがとうございます。他いかがでしょうか。それでは最後の【資料17】ですが、この評価要領は、現時点では当然公開しないということでしょうか。
事務局	4月17日（月）プロポーザル公告時に他の説明書と一緒に公開を予定しています。
委員長	表の形ではなく、ご議論いただいたことをこの文章の形で出すということですね。
事務局	はい。

委員長	6ページの上から2行目、ただし4(3)②～除く、とありますが、②がないのではないのでしょうか。
事務局	後ろに飛ぶようになっていて、9ページのことになります。分かるようにいたします。
委員長	他は「主な視点」に変えましたが、ここだけは「主な」をとってこのままですかね。「ただし、」の先にどこに飛ぶか分からないのでご検討ください。
事務局	ここは、「主な」はないままになりますが、分かりやすくするよう検討いたします。
委員	今の部分ですが、②だけで①は入らないということですね。
委員長	はい。①は10点が極めて優れていて0点は極めて悪い、②は加点になります。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。応募者は気にして、除くとはどういうことだろうかと質問くるかもしれませんが、そういうことでお願いします。よろしいでしょうか。
委員	【資料16】2ページに関する質問です。工期についての定義のところ、「供用開始まで」と書いてありますが、通常「引渡しまで」が工期だと思いますが、供用開始までなのでしょうか。
委員長	引渡しですね。ずっと使わないでいたら工期が延びてしまいます。
事務局	引渡しの方がいいと思います。
委員長	他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本日の議事は以上になります。時間を大幅にオーバーしていますがよろしいでしょうか。それでは今日たくさんの決め事をしました。少し宿題になっているところもありますが、それについては公告に向けて委員長に一任いただければと思いますがよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	それでは、その他事務局から何かありますでしょうか。
事務局	2点ほどご確認させていただきたいと思います。まず本日の資料の公表についてお諮りしたいと思います。【資料1-1】設計者選定スケジュール、【資料1-2】設計者選定プロセス、【資料2】及び【資料3】の参加資格に関する資料、【資料8】の区民意見聴取の手法について、以上5点につきましては、審査の中立・公正の観点より、最終版を公開と考えておりますが、ご審議をお願いいたします。また、2点目でございますが、4月11日(火)の区議会地方分権・本庁舎整備対策特別委員会で主な論点等を報告させていただければと思います。こちらの方もお諮りさせていただければと思います。
委員長	よろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	資料の公表についてと、区議会に報告するのは、事務局原案を私が目を通させていただきますが、報告させていただきます。最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。
事務局	最後に4点、ご連絡をさせていただきます。まず1点目でございますが、本日もご議論いただきました内容について、先ほどもお話がありましたが、4月3日(月)までに事務局にご連絡をお願いいたします。当然メールでも結構です。 2点目ですが、次回の日程の確認ですが、一次審査となります。6月21日(水)午前9時30分から12時30分になります。場所は本日と変わりまして第2庁舎5階になります。また改めてご連絡させていただきます。

	<p>3点目ですが、本日の会議録につきまして、作成次第各委員にお送りさせていただきますのでご確認をお願いいたします。</p> <p>最後4点目です。今回の審査委員会の後、6月に一次審査を行います。おそらく5月中旬頃になるかと思いますが、皆様宛に採点表のフォーマットをお送りさせていただきます。その際には事務局からも日程等ご連絡差し上げ、ご説明に伺いたいと思いますので、日程調整をそれぞれさせていただきたいと考えていますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。それでは今日はこれで審査委員会を終了させていただきます。また少し時間が空きますが、審査につきよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。</p>